

TIANJIN
RIBEN ZUJIE
JULIU MINTUAN
ZILIAO

天津日本租界 居留民團資料

十二

● 天津圖書館編

GUANGXI NORMAL UNIVERSITY PRESS
广西师范大学出版社



TIANJIN
RIBEN ZUJIE
JULIU MINTUAN
ZILIAO

天津日本租界 居留民團資料

十二

主編 陸行素 副主編 孔方恩

編輯 李國慶 季秋華 蘇紅 張建國

● 天津圖書館編

GUANGXI NORMAL UNIVERSITY PRESS
广西师范大学出版社



目 录

昭和七年第二十五次居留民會通常會議事速記録……………	1	昭和十一年第三十七次居留民會臨時會議事速記録……………	232
昭和七年第三十次居留民會臨時會議事速記録……………	51	昭和十一年第三十八次居留民會臨時會議事速記録……………	247
昭和八年第二十六次居留民會通常會議事速記録……………	56	昭和十一年第三十九次居留民會臨時會議事速記録……………	252
昭和八年第三十一次居留民會臨時會議事速記録……………	98	昭和十二年第三十次居留民會通常會議事速記録……………	261
昭和八年第三十二次居留民會臨時會議事速記録……………	120	昭和十二年第四十次居留民會臨時會議事速記録……………	326
昭和九年第二十七次居留民會通常會議事速記録……………	124	昭和十二年第四十一次居留民會臨時會議事速記録……………	337
昭和九年第三十三次居留民會臨時會議事速記録……………	145	昭和十二年第四十二次居留民會臨時會議事速記録……………	357
昭和九年第三十四次居留民會臨時會議事速記録……………	158		
昭和十年第二十八次居留民會通常會議事速記録……………	163		
昭和十年第三十五次居留民會臨時會議事速記録……………	196		
昭和十一年第二十九次居留民會通常會議事速記録……………	217		

議事速記録第四十一號

- 一、臨時六等學級會開會(臨時會)
- 二、臨時六等學級會開會(臨時會)
- 三、臨時六等學級會開會(臨時會)

昭和七年第二十五次居留民會

通常會議事速記録

- 一、臨時六等學級會開會(臨時會)
- 二、臨時六等學級會開會(臨時會)
- 三、臨時六等學級會開會(臨時會)

第一日

第二日

- 一、臨時六等學級會開會(臨時會)
- 二、臨時六等學級會開會(臨時會)

第一日

議事速記録目次

山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本
山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本
山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本
山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本
山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本
山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本
山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本
山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本
山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本
山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本

天津居留民團

議事錄目次

第一日

- 一、民團會計檢査委員報告
- 二、昭和六年度居留民團事務報告

第二日

- 一、昭和六年度居留民團事務報告(前日ノ續キ)

第三日

- 一、陸海軍將士ニ對シ感謝電發送ノ件
- 二、昭和五年度居留民團歲入出決算承認ノ件
- 三、昭和五年度特別會計電氣歲入出決算承認ノ件
- 四、昭和五年度特別會計實業復興資金歲入出決算承認ノ件
- 五、軍病院土地建物移轉ニ際スル認可條件ニ由テ有スル權利義務ヲ財團法人天津共益會ニ移讓ノ件
- 六、諸事鑑札料條例改正ノ件
- 七、工巡費徵收條例中改正ノ件

八六 五 九 〇〇 〇〇 〇〇 一四 一〇 三

第四日

- 八、民團診療所藥價其他諸料金條例改正ノ件
- 九、埠頭規則中改正ノ件
- 一〇、冠婚葬祭行列旭街通過料條例ノ件
- 一一、減債基金特別會計條例ニ關スル件
- 一二、第七團債償還ノタメ起債ノ件
- 一三、昭和六年度居留民團歲入出追加豫算案
- 一四、昭和七年度居留民團歲入出總豫算案
- 一五、昭和七年度特別會計天津共立學校增築費積立金歲入出豫算案

二四 二四 二六 二六 二五 二八 一六 一五

昭和七年度第二十五次居留民會通常會議事速記錄

第一日

昭和七年三月二十五日於公會堂

- 一、民會副議長補選選舉
- 二、報告

- 一、民團會計檢査委員報告
- 二、昭和六年度居留民團事務報告

議事日程

- 第一、昭和五年度居留民團歲入出決算承認ノ件
- 第二、昭和五年度特別會計電氣歲入出決算承認ノ件
- 第三、昭和五年度特別會計實業復興資金歲入出決算承認ノ件
- 第四、軍病院土地建物移轉ニ際スル認可條件ニ由テ有スル權利義務ヲ財團法人天津共益會ニ移讓ノ件
- 第五、諸事鑑札料條例改正ノ件
- 第六、工巡費徵收條例中改正ノ件
- 第七、民團診療所藥價其他諸料金條例中改正ノ件

(2)

(1)

- 第八、埠頭規則中改正ノ件
- 第九、冠婚葬祭行列旭街通過料條例ノ件
- 第十、減債基金特別會計條例ニ關スル件
- 第十一、第七團債償還ノタメ起債ノ件
- 第十二、昭和六年度居留民團歲入出追加豫算案
- 第十三、昭和七年度居留民團歲入出總豫算案
- 第十四、昭和七年度特別會計天津共立學校增築費積立金歲入出豫算案

出席議員 四十四名

○議長 牧 尚一	武田 守信	平井 久一	田 鍋 唯一
山田 榮治	宮武 德次郎	田中 鑄太郎	稻 田 龜 治
松尾 豐實	植 松 眞 經	清水 一太郎	植 前 香
上 野 壽	島 本 雄 次郎	高 潮 伸	岡 本 久 雄
副田 重次郎	高 橋 眞 美	渡 木 幸 平	足 立 傳 一 郎
森川 照太	木 下 秀 良	佐々木 敏 九	郡 茂 行
岸田 菊郎	小 宮 山 繁	藤 平 正 男	山 内 令 三 郎
小谷 萬次郎	山 本 永 規	石 川 通	大 内 專
山越 金太郎	金 山 喜 八 郎	河 合 一 雄	金 山 作 次 郎
遠山 猛雄	吉 田 房 次 郎	龜 澤 省 朝	田 村 俊 次
鍛冶 靜一郎			

(4)

得る丈の節約を断行すると同時に、衛生其他必要の施設は遺憾なきを期せらるゝ様民會當局にお願ひもし御注意致したのであります、即ち今日我々居留民は均しく苦境に立つて居るのであります、宜しく同心協力して之を突破進進しなければならぬのであります、言ひ換へますれば此際小異を捨て空論を止め眞に文字通り一致實踐奮行の時期であつて、一日も徒に過すべきでない極めて重要な時であると思ふのであります、議員各位に於ても夙に遺憾の事情は御承知のことと存しますが、本年度豫算其他の議案に付ても飽く迄和衷協調の精神を以て慎重審議せられ、只賃租界の繁榮と居留民の幸福増進の爲めに御盡力あらんことを切望する次第であります。

(拍手)

○議長(牧 尙一君)

只今總領事の御訓詞にもございました通り、今回は會期も三日間でございますし成る可く會期中に終了したいと思ひますから、御質問も御討論も成る可く一つ簡單に願ひまして、是非三日間に終了する様に御盡力を希望致します。

次に本民會の議事録署名者を例に依りまして私から指名させて頂きます、小宮山繁君、佐々木敏丸君、甚だ御面倒でありますがお願ひ致します。

それから民會議員の移動を御報告申し上げます、十二月二十日莊環珂君が辭任されました、一月二十日潮底正敏君が御死去になりました、二月五日野崎誠近君が辭任になりました、以上。

それからもう一つは第二十九次臨時會に於きまして満場一致可決されました昨年の事變に非常な御盡力願ひしました總領事館、駐屯軍に對して民會議長が民會を代表して感謝の辭を陳べに行くと云ふことになつて居りましたが、丁度臨時民會終了の翌日總領事館及駐屯軍に参りまして感謝の

(3)

高田 隆一 黒川 重幸 古田 治四郎 九 名

○會長 上野 壽

岸田 菊郎 平井 久一 鍛冶 靜一郎 岡本 久雄

植松 眞經 郡 茂行 遠山 猛雄 金山 喜八郎

○午後八時五分開會

○議長(牧 尙一君) 着席

一言御挨拶を申し上げます。(拍手)

本日第二十五次居留民會通常會を開會するに當りまして、各位が御多忙中を御繰合せ御出席下さいまして有難うございます。只今迄の出席議員數四十四名、法定數に達して居りますから之で本民會は成立致しました、恒例に依りまして總領事の招集の辭がございます、暫く御清聴あらんことを希望致します。

○桑島總領事 登壇 拍手

恒例に依りまして一言御挨拶申し上げます、本日より三日間第二十五次居留民會通常會を開會致すことになりました、御承知の通り昨年の夏頃より再發致しました排日貨運動は九月十八日の滿洲事變以來一層峻烈を加へ、更に十一月には天津日本租界並に居留民に取り未嘗有の大事件が勃發致しました、我軍司令官を始め駐屯軍將兵各位の忠烈勇敢なる働きと居留民諸君の献身的努力に依り、租界の警備と居留同胞の保護を完ふし得ましたことは私の衷心より感謝して止まざる所であり、然し此事變の爲め我國の收入上にも亦未曾有の大影響を來しましたので、此際出来

(4)

す、然しながら一旦お受けした以上は、斯く強された以上我議長の輔佐役として責任を盡すのが當然であります、が此に申上げました如く至つて淺學寡才果して其の任を果し得るや否や疑問であり、且、疑れをなして居るのであります、然しながら上に牧議長あり又議員諸君の御援助に依つて幸ひに責任を果し得るならば、大いに皆さんに感謝しなければならぬと思ひます、此後に於て何うか牧議長の御援助を得るのは當然であります、議員諸君の絶大なる御援助と御指導を得たいと思ふのであります、一言御禮に換へて御挨拶申し上げます。(拍手)

○議長(牧 尙一君)

次に報告に移ります。

一、民會會計検査委員報告

○藤平正男君(登壇)一寸會計検査の結果を御報告致します、私共會計検査委員はお手許に配布してある會計検査報告にありますが通り、昭和五年七月十七日に五年度の一期分を検査致しました、同昭和五年十月二十日に第二期分、昭和六年の一月二十二日に第三期分、同六月二十三日に第四期分、同九月十日に整理期間分、即ち昭和六年四月から六月迄の間の検査を致しました、之で帳簿並に證書に付一般會計及特別會計を検査致しました所何等違法、違算の出納はございせん、此の點御報告致します、尙一言附加して申しますのは、昭和四年の會計検査に當りまして何うも滞納金が多過ぎるので此の點をもう少し整理して貰ひたいと行政委員會に警告致しました、行政委員會の方で大變御心配下さいまして其の點御考慮願ひましたが、如何せん前から滞納金が多過ぎたもので、之から何うも其の成績も充分でなかつたのであります、之は其の當時の會計検査委員は此方に居られる鍛冶靜一郎君と私でありまして、昭和五年十月二十日に五年度第二期分の會計檢

(5)

意を表して参りました、御報告申して置きます、之で報告は終了しました、之から副議長補選選挙に移ります、前副議長植松眞經君は昨年十二月行政委員に御就任になりましたから此爲め議員が生じましたので選挙を致したいと思ひます。

○桑島總領事 副議長補選選挙の選挙立會人を御指名致します、山田榮平君、小谷萬次郎君の兩人にお願ひ致します。

○議長(牧 尙一君)

只今の御出席の議員數四十三名でございます、それから御注意迄に申上げますが副議長選挙は無記名でございます、(此間投票)一名刺の数と御出席者の數と合つて居りますから之から開票致します。(此間採票)選挙の結果を御報告致します。

植 前 香 君 二十四票
石 川 通 君 十五票
赤 山 今 朝 治 君 三票
森 川 照 太 君 一票

植前香君が御當選でございます。(拍手)

○植前 香君 登壇 拍手

一寸御挨拶申し上げます、私は至つて淺學寡才、一生書生ツボ終始したく思つて居り、従つて民會議員たること既に過分のことであり、私は内心其の務を果し得ないことを懼れて居るのであります、従つて近く民會議員を止さうかと思つて居る矢先に副議長に選舉せられ、重大任務を與へられまして私自身として内心大いに惶恐たたらざるを得ないし、聊か有難達感に感ずる次第であります。

(7)

査報告を領事館に致すと同時に附加へて、行政委員会に警告したけれ共何うも滞納成績は未だ我々の豫期せる所に達しないの充分に此の點を考へて頂きたい、之を等閑に附する時は民團財政上甚だ憂慮に堪へぬ、斯う云ふことを監督官の御考慮を願つたので附加へて御報告致します、重複する様であります其の全文を讀みます、

當民團ノ徴税ノ狀態ヲ検査スルニ本年度ニ於ケル一般ノ納税成績ハ前年度ニ比シ佳良ナリト雖トモ滞納ノ整理ニ在リテハ相當額ノ回收ノアリシモ前年行政委員会ニ警告セシ豫期ニ到ラサルヲ認ム隨テ之レヲ等閑ニ付スル時ハ將來民團ノ財政上ニ缺陷ヲ來タシ憂慮ニ堪エサルモノコレアリ此際一層之レヲ整理ヲ講スルハ緊要缺クヘカラサル事項ト思料致サレ候御監督上何分ノ御考慮ヲ煩上度尙滞納調査ハ既ニ民團ヨリ御手許ニ提出有之候ニ付重複ノ爲メ省略仕リ候任期満了ニ際シ特ニ御報告申上候

昭和五年十月三十一日

天津居留民團
會計検査員 銀 冶 靜 一 郎
同 藤 平 正 男

在 天 津
總領事代理 田 尻 愛 義 殿

斯う云ふ報告を致して居ります、以上御報告致して置きます。(拍手)

○議長(牧 尚一君)

(8)

次は報告の二であります。

二、昭和六年度居留民團事務報告

○行政委員長(上野 壽君)

例に依りまして此の年度内に起りました事務の報告を致します、大体はお手許に配つてあります、昭和六年度居留民團事務報告書で大體盡して居るのであります、其中で特に注意すべき事項もありません、又此中にないこともありませんからさう云ふことを逐次に御報告致したいと思つて居ります。

先づ庶務部に就きまして申上げますが、御承知の如く近年不景氣であるのもう一つの大きな原因は銀價暴落の爲めに、民團の財政も非常に困難を來たしたのであります、團債償却も思ふ様に出来ないであります、で外務省から拜借して居る五十萬圓の第七團債と云ふものも昨年度一昨年度、一昨年度から延期を願つて居りまして、昨年は出来れば幾分でもお返ししたいと云ふ考へで居りました所が、銀價の低落は依然として續いて居りますし景氣も直らない、其上に夏からは日貨排斥が始り又十一月からは二回に亘つて天津事變があつたと云ふ様なことで益々民團の財政は困難に陥りましたので、之は外務省に願つて是非延期をして頂きたいと云ふことになつて居ります、それに對して許可と云ふものはございませんが、先づ延期をば内諾と云ふ程度で今日迄延ばして頂いて居るのであります、又來年度も非常に困難な事情があると思ひます、之は又其時にお願するより仕方がありませんが、昭和五年度も不拂でありました、六年度は元利金共に居ります、第九團債の方は之は御承知の正金銀行の團債でございますが、六年度は元利金共にお拂ひして居ります、七年度になつて契約通りの返済の見込みが今の所立たないのであります

(9)

目下同銀行と色々交渉を重ねて居りまして未だに決定はして居りませんが、之は豫算の部の團債の所で具體的に申上げるつもりで居りますが、矢張り幾分猶豫して頂かなければ七年度は契約通りの返済は難しいと思つて居ります、然し何れとも未だ具體的に極つて居りません、交渉中だと云ふことに御承知願ひします。

次に九月に滿洲事變が起りましたそれが爲めに當地も非常な影響を及し、之に對して我民團に於ても相當の準備をしなければならぬ、又團々研究することも必要であります、此の報告書に書いてある様な時局の研究會を開きまして、軍並に領事館の御指導を仰ぎ或は避難所であるとか、或は食糧品の準備であるとか種々講じたことは皆さん御承知の通りであります、此の詳細のことは報告書にあるのでよく分りますが、要するに民團としては軍の意向と領事館の御指導に従つて最善を盡してやつたつもりでございます、幸ひにして非常な被害を及させず済んだと云ふことは實に御同慶の至でございます、それは全く軍並に領事館の御指導の然らしむる所であり、並に支那側に對して折衝の宜しかつた結果で、我々一同實に感謝に堪えない次第でございます、尙其際に居留民團の義勇隊が獻身的に努力いたしまして、軍の警備上並に動作に就て非常な助けになつたと云ふことでございます、軍から感謝状を頂いて居ります、之は義勇隊の諸君に對して此の席から私は感謝の意を表する次第でございます。

次に財務部に就きまして課金其他の徴收情況が只今會計検査員からもお話の通り、古いものが非常に困難な情況に陥つて居るので、種々に手を盡すが何うしても著しき不納の減額を來たす譯に行かない、之は當局に於きまして色々苦心を致して居りますが、何うも此の天津の租界には悪い習慣もありするし或は徴收方法の不完全なこともありましてどうも其の未納

(10)

額が減らない、之も來年度に於きましては少し方法を設けて充分に力を盡して見たいと思ふのであります、實は昨年もさう云ふことを色々申して徴收の方でも方法を講じて居る内に違ふ、云ふ事變が起りました、それが爲めに會長に尋ねる事其の年の新しいもの迄もよく徴收が出来ないと云ふことで又々遅れて居ります、之は東も古いのに就ての話であります、新しい六年度のものに對しては事變のある迄は之は相當の成績を上げて徴收が出来て居ります、事變後はあゝ云ふ次第でございます、十一月と云ふ如きは殆んど手も廻りられない状態、一月になつて漸く徴收に手を付けて見ました所が勿論徴收は免れません、随分支那人等は居ない人が澤山ある、一時空家が昨年の暮に八百軒以上もあると云ふ有様でありまして、衛生費にしろ家屋税にしろ凡て徴收不能の様な状態にありましたので、其後少し歸つて來た人もございまして先づ最近には追々徴收も捗つて居ります、細い数字は後で係のものから申上げますが、此の事變のあつた割合に對しては先づ佳良、と云ふ程もありませんが可成りの成績が上つて居ります、然し結局相當の未收を免れない、來年に持越すものが大分多いと考へて居りますが、之は数字のことでありまして、後から係のものから詳しく申上げます、此の最近に於きまして日本人の人口は左程減つて居ると云ふことはありません、一時引揚げた人もございしますが段々歸つて來る人もございまして、今日詳しくは分りませんが未だ三四百名の人が歸つて來て居ない様に思はれます、支那人の方は之は随分澤山ありまして、最近の調べでは空家が千四十戸程あるのであります、人口に於きましては事變前は二萬九千人、約三萬でございましたが、最近、現在では二萬二千六百人と云ふ状態になつて居ります、先づ七八千人の人が未だこちらに歸つて來ない、従つて空家が澤山あると云ふ次第でございます、最近漸く各租界の商賈人の方に於きまして著しく恢復の氣配が見えて參り

(12)

殆んどお茶の味がしない、非常に不愉快な味をして居ります、それで英吉利では非常に深い井戸を掘りたいと云ふので、例のフロン式でもつて千尺以上も掘る考へて居りました、之は二回失敗して第三回の今やつて居ります、未だに成功しないのであります、我々租界に於きましても方々に掘りましたが、之は餘り深くない井戸の試験を致したのであります、何うも井戸の水を取ると云ふことは變化が多くて、初めの内は鹽は出ないが中途から俄かに鹽分を増す、或は相當出て居つた水がテント用になつてしまふと云ふ様な色々な變化を來たすのであります、斯う云ふ變化を來たすものを日々用ひる水源とし難い、それで以て計劃を擱てると云ふことは如何にも危險を感じるので、何うしても之はもう一つ下層の水を取り、そうして其の水質なり出る系統なりを検査しないでは、到底淺く掘つた四百尺や五百尺の井戸に信頼することは出来ない様に考へられるのであります、それで所謂ポンピングを以て地下水の一部を深く掘つて見たいと思つて、内地の會社の二三に費用を問合せました所が少くとも二萬五千元、高いのは三萬五千元と云ふ金額を要するのであります、然るに御承知の通り我々租界、民團の財政状態では中々さう云ふ試験的にするものに巨額な金を費すことを許しません、又外務省の御方針も新事業は當分一切見合すが宜からうと云ふことを度々申されまして、もう一つは水道會社に於きまして之も今地下水を以て水源にしやうと云ふ考へもあつて其の試験をすることになつて居ります、それから此の租界と水道會社の水の供給契約が未だ後二年程續つて居ります、さう云ふ様な事情もありますので水道會社の方も見たいし、又財政上の状態も其内に恢復するでせうし、今此の淺い井戸の試験をして二千元なり三千円なりと云ふ金を費すことは餘り好ましくあらぬことと思ひますので、さう云ふことで陸軍倉庫の後の井戸を掘ると云ふことは見合せて居ります、で詰り英吉利租界の井戸は

(11)

まして、商賣の方も大分出来る様に開き及んで居ります、又支那人の方からもさう云ふ報告を得て居りますので、追々歸つて来る人も増えませうが、上海事件が都合よく解決すれば速に恢復するだらうと思つて居りますが現在では御覽の通り著しき減收を來たして居るのであります、次に土木部に到りましては略々豫定の仕事を終りましたが三つ程今日未だ續つて居るのであります、之は大和街の工事でございます、昨年の秋に丁度着手をした其の所へ彼の事變が起りました爲めに中止を致しました、其の後多分なつて工事を施工されないと云ふ様なことで休んで居りました、最近に又修繕に掛つて居りますので多分来月當り出来ることになつて居ります、もう一つは碼頭に接えられたバラック式の倉庫であります、之も丁度事變の爲めに中止して居りました、同じく最近に着手して居りますから之も来月乃至来迄に竣工する豫定であります、もう一つはウエズ運河の浚渫でございます、之も同じく工事中事變に遭ひまして、あの邊は防備の關係もあり折角干してあつたのを更に堤防を切つて水を洲に入れる様なことで非常に困りましたので、最近更に工事を始めまして之も速からず竣工することになつて居ります、此の三つが出来れば昨年度の豫算に計上してあつた所の事業は完成する譯になります、

次は衛生部の方を申し上げます、其前に矢張り土木部の昨年の豫算で上水の水源を地下水に取りたいと云ふことは、此の租界で前から色々計劃して居ることでもありましたが、それで方々に井戸を掘つて水源の調査をして居りました、昨年も更にもう一つ陸軍倉庫の後に井戸を掘つて調査をするつもりでございましたが、何うも井戸に水源を求めると云ふことは非常に考慮を要する次第でありまして、實は英吉利租界でも此の水道の水源を地下水に取つて居りますが、あの水は非常に鹽分が多いので飲料水として害があると云ふ程であります、お茶等に用ひますと

(14)

り埠頭委員會とも色々御相談をして頂き、又船舶業者にも色々交渉致しました、所が何分にも河の状態は思はしくいかない、それから少し大きい船になりまして何うしても廻船場のない所には上る譯にいかない、中には思はしく行かないのであります、幸ひ東興洋行の方から船を上げて宜ろしい、只船を上げれば荷物の置場がなくては之が困る、バラックでも良いから荷物を格納する所を授けて貰えるならば船を上らせても宜いと云ふ斯う云ふ様なお話で、民團でも大變喜びまして東興洋行とも色々交渉を重ね、同行も神戸の本店と種々打合せを致しまして、大体民團と東興洋行の間には諒解が成り立つて居ります、それが爲めにあのバラックの建築に従事したのであります、之ももう少しと云ふ所で事變の爲めに中止して、とうとう昨年は日本租界の埠頭に汽船の姿を見ることが出来なかつたので甚だ残念に思つて居ります、そこで本年は何うかと云ふ問題になります、只今お聞きの状態では甚だ思はしくい、殊に先日程關の方から萬國橋の上流に百三十尺以上の船は上げていけないと云ふ告示が出て居り、之も臨時のことでは河の状態が恢復すれば何時でもあの告示は廢止されるのであります、只今の所では中々汽船を萬國橋の上へ上げることが随分困難と思ふのであります、然し一昨年から着手して居る白河整理委員會と云ふ會が支那側に出来て、四百萬弗の豫算を以て白河の上流北谷に於て工事を進めて居ります、之は昨年御覽になつた方もありまして多勢で行つて見た工事でございまして、其後幾々進捗して居りますが、昨年も十一月乃至十二月には必ず終了する筈であつたのが未だに出来て居りません、實は昨日も更員をやつてよく委員會のとつて居る現状、それから將來の意向に就て質したら四月の末迄には工事は必ず出来ると云ふことを申して居ります、海河工務局の技師長が矢張りあれに關係して居りますから海河工務局の方も調べて見ました所が、之も同様四月の末に

(13)

今第三回をやつて居り、水道會社も近々又井戸を掘つて試験をしようと云ふことになつて居りますから、其の成績を見てこちらの考へをしても遅くはないと思ひますので六年度に井戸を掘ることは止めました次第であります、

次に衛生部に到りまして、六年度には大体昨年度よりは傳染病患者は多少減つて居ります、只其の病名を調べて見ますと喜ぶべきことはチフス患者が非常に減つて居ります、之は昨年御承知の通りビルワチンを取寄せて居留民の間にそれを取次致しました、又注射を致しまして色々豫防方法を講じたのでその効果ではないかと考へて、今年も是非ビルワチンなり注射なりを繼續したいと思つて居ります、チフスは著く減少を來たして居ります、只猩紅熱が非常に頻りに居ります、之は誠に悲むべき現象でございます、何うも猩紅熱は此の天津の流行病、傳染病中で一番怖るべきものであり、又豫防も少しはやつて居りますが充分の方法も出来て居りませんので、今年はこの方面に就ても充分に研究をしたいと思つて居るのであります、それから此の民團の診療所をもう少し擴張したいことは、此の民令でも漸次一致で確定されたことであります、之も度々申上げます財政困難の際で何うしてもそれに手が及ばない、財政上の餘裕さへ得たれば是非此の方面も漸次擴張したいと思つて居ります、

それから埠頭のあの建築なり埠頭の狀態に就て申します、昨年あのバラックを建てる豫算を提出した時に委員會の方から御注意がありまして、豫算は可決になつたけれども、行政委員は必ずあれを役立てると云ふことを考へてよく調査をして建築に掛る様にして貰ひたい、徒に建築して又船が入らんと云ふことでは無益になる、其の邊々も研究して貰ひたいと云ふ御希望でありました、我々も同感でありますから種々調査を致し、其頃丁度御承知の通り埠頭委員會があ

(15)

は出来ると思ふ、斯う申して居りますから多分四月には出来ると思ひます、さうすると今年の陽曆以前にあの工事が出来上りますれば、今年雨季の際に増水してさうして泥砂を流す時の開門を利用して泥の流下を防ぐことが出来ると思ふ、それが出来れば初めて日本租界の碼頭にある泥砂を海河工務局は全力を盡して浚渫することになるのであります、今の所ではよしや一時やりまして丁度御承知の通り之から雪解けの時期になります、或は又上流より泥砂を流すこともあると思はなければなりません、それが流れて来ると云ふことは人力で少し宛取つたものが忽ち一夜にして元、或は元以上に甚しくなるかも知れないと云ふ様なことで今の所では日本租界迄は此の浚渫が出来ないのであります、中つと下流の只今英吉利租界の廻船場をやつて居ります、其次に佛蘭西租界の方に上つて来る順序になつて居ります、で若し海河工務局並に白河整理委員会の言ふが如く、四月の末乃至五月の内にあの工事が出来上りますれば、本年の雨季には泥砂を流して来ることを防ぐ方法が出来ることと思ひます、上から流れて来るのが少ければ今迄あるのは浚渫して取ることも出来るのであります、そこで初めて船の廻船と云ふ具體的なことも出来る譯であります、今日の有様では水道が狭いとか浅いとか云ふので御承知の通り皆塘泊りで大津には上つて参りませんが、此の下流の方は海河工務局は種々方法を講じてやつて居りますから或は小さい船は英佛租界迄は来る様になるものと思ひますが、只今はまだはつきりと日本租界には近い内の上つて来ると云ふことは望まれないのであります、そこであれが出来れば来々當りは上ることが出来ると思ひますが、出来ても百三十三尺のものであるさうであります、先づ當分工事の竣工する迄は汽船の上ることは難かしいものと思つて、甚だ残念なことではあります、居る次第であります。

(16)

それから昨年臨時民會に於きまして天津事變に因つて蒙つた打撃を救済と云ふ意味で低利資金を政府に貸下を願ひたいと云ふことが決議になつて居ります、種々に行政委員會に於きましても研究をして居りますが、只如何せん此の一月の末から上海事件が起りまして日本の内地では非常な興奮を全國的に起して、何うも天津だけ事變が済んだから低利資金を貸して貰ひたいと云ふことは申出る時機でない様には思はれる、先般米之は監督官とも御相談しました所少し時機を見るが宜い、まあ準備だけはしなくちやいけない、斯う云ふことで我々も亦感じまして準備は致して居るのであります、大体に於て案も出来て居りますから、民會が済みましたなら更にそれを精細に調べまして兎に角速く願書だけは出して置くつもりであります、今日の新聞を見ますと云ふと、天津日報でしか上海の方でも何れ何か外務省の方で低利資金と云ふ様なことを考へて居られると云ふ様なことが出て居りますが、若しさう云ふことであるならば其の一部に加へて貰ひたいと云ふことを、之は或は出来るかと私は考へますので成るべく速く準備を調へて願書を提出したいと考へて居ります、先づ重要なことはそれ位のことではあります、先日此の民團の吏員の淘汰に就て新聞で色々なことが書いてあつた様に記憶して居りますか、御承知の通り民團の収入も激減を來しましたので先づ第一に民團の経費の大節約をしなければいけない、それには吏員が多過ぎると云ふ様なことがあつては居留民諸君に對しても相濟まん、先づ第一に民團の吏員の整理をしなければいけない、民團の費用を減すと云ふことは外にもあります、一番大原因は人員の淘汰をしなければ著しき経費の節減と云ふことは出来ません、新事業を止めると云ふ様なことは之は別問題であります、通常の経費を減すには何うしても人員の整理が一番になつて来るのであります、それが爲めに行政委員會は非常な苦心を致しまして之迄にない大淘汰をやつたのであります。

(17)

之に依つて一萬數千圓の事務所費を削減することが出来たのであります、後に残つた人は大分其代り忙しい様でございます、吏員は一同時局に盡き、又居留民諸君の附託に背かない様にと云ふ氣を以て皆緊張しきつて事務を執つて居ります、さう云ふ様な次第で他に原因がある譯でない全く民團の経費を削減したいと云ふことでやつたのであります、さう云ふから何うか左様に御瞭解願ひたいのであります、申上げたいと思ふことはそれだけでございしますが、又御質問があつたら御質問にお答へ致します。

○山田榮治君 質問に先立ちまして議長に伺ひたいのであります、先日民會招集の御通知に同封されてありました質問の事項は内容を豫め議長の手許に通告する様にと云ふことでありましたが通告しなければ發言を許さないものでせうか。

○議長(牧 尚一君) 之に書いてあります通り、別に之は強制する意味はありません。

○山田榮治君 前例はない様に思ひますが。

○議長(牧 尚一君) 前例はない様に思ひます。

○山田榮治君 殊に我々は會長から報告を伺ひますのは此の報告書の外に一月から三月迄の報告もあるものであります、此の報告も何はなければ質問出来ませんし、自然議長のお話の様に無休のものではないとすれば、前例にもありませんし何等の効果もない様に思ひますが。

○議長(牧 尚一君) 別段取り上げて必要はないと思ひますが、監督官の御注意もございましたし、或るべく會期を短縮したい、會期中に片附けるにしたいと思ひましたので。

○山田榮治君 何等効果のないことじやありませんか。

○議長(牧 尚一君) 貴方にはないかも知れませんが外の人にはあるかも知れません、それは分りませんが只斯う云ふ御注意を申上げただけであります、強制的に止める譯ではありません、御通知書の下に書いてある通りであります、何うか其のつもりでやつて頂きたい、精々お互に早く片付け一日も速く済ませたいと云ふことは皆さんにも。

○山田榮治君 御趣意は誠に結構であります。

○議長(牧 尚一君) 文章にしますと大變角が立つ様であります、其の要はさうでありますから何うぞ。

○山田榮治君 尙此際希望をお願ひして置きたいことは、此の臨時民會の時に議長は豫め發言をお約束になつてお許しにならない、現に小宮山君の例があります、慎重審議、審査する様に、協賛を云ふ様なことが御調問にもありました通り、充分質疑の盡る迄やつて頂きたいと思ひます。

○議長(牧 尚一君) 議長が必要と認めたら止める事もあります、小宮山君のは議題外でありましたから發言を許さなかつたのであります、御質問がありましたら何うぞ。

○小宮山 榮君 議題外と仰有います、それ共一寸貴方に申しますがあの問題に就ては數回上野さんととの間に議論を進めて居たので、別に許さないのなら初めから許さなければ宜い。

(18)

したい、會期中に片附けるにしたいと思ひましたので。

○山田榮治君 何等効果のないことじやありませんか。

○議長(牧 尚一君) 貴方にはないかも知れませんが外の人にはあるかも知れません、それは分りませんが只斯う云ふ御注意を申上げただけであります、強制的に止める譯ではありません、御通知書の下に書いてある通りであります、何うか其のつもりでやつて頂きたい、精々お互に早く片付け一日も速く済ませたいと云ふことは皆さんにも。

○山田榮治君 御趣意は誠に結構であります。

○議長(牧 尚一君) 文章にしますと大變角が立つ様であります、其の要はさうでありますから何うぞ。

○山田榮治君 尙此際希望をお願ひして置きたいことは、此の臨時民會の時に議長は豫め發言をお約束になつてお許しにならない、現に小宮山君の例があります、慎重審議、審査する様に、協賛を云ふ様なことが御調問にもありました通り、充分質疑の盡る迄やつて頂きたいと思ひます。

○議長(牧 尚一君) 議長が必要と認めたら止める事もあります、小宮山君のは議題外でありましたから發言を許さなかつたのであります、御質問がありましたら何うぞ。

○小宮山 榮君 議題外と仰有います、それ共一寸貴方に申しますがあの問題に就ては數回上野さんととの間に議論を進めて居たので、別に許さないのなら初めから許さなければ宜い。

(20)

(19)

○議長(牧 尚一君)

あれは昨年のことです、今のは山田さんの考へと違つたから申上げたのです。

○宮武徳次郎君 只今私は人事行政の上に就いて一寸會長にお尋ねしたいのでありますが、只今會長の御説明に依ると今回の人員の淘汰は新聞紙上には色々書いてあつたけれど決してさう云ふ様なものではない、只民間財政上収入減の結果から已むを得ずやつたので他に何等の意味はないと云ふ御説明でありましたが、果して其の御説明の如くならば誠に已むを得ないことと存じますが、新聞紙上以外に他に耳にする所に依りますと云ふと、表面は誠意を盡した各委員が自發的に辭表を提出したことになつて居りますが、其の實は民間の方から強要して何うしてもお前はやめなかつた然し表面さう云ふことを言ふと難やかでないから辭表を出せと云ふ風に辭表の強要をされたと云ふ様に聞かされて居りますが、さう云ふことは事實であつたものですか如何でせうか。

○行政委員會長(上野 壽君)

中にはさう云ふものもありますし、又自發的に自分は引きたいからやめさせて呉れと云ふのも民間から解職したのも色々あります。

○宮武徳次郎君 それで大体分りましたが、それに就きまして大体先刻承りましたのは約一萬五千弗位の節減が出来たと云ふことでありますが、其の節減した爲めに各委員に民間から解職された退職手当並に功勞金と云ふ様なものを何の位各委員に出されたものでありますか、概算で宜敷うございますが一寸お答へ願ひたいのであります。

○行政委員會長(上野 壽君)

一寸調べて後程お答へ致します。

○宮武徳次郎君 其のお答を承つてから質問したいのでありますから御回答を待ちます。

○石川 通君 質問の順序上人事のことを會長にお尋ね致しますが、先づ第一に土木の方の技師の川端君が御免になつた様であります。之は強要されたのか自發的に辭表を出されたのかよく分りませんが、兎に角罷免されたことは事實でございます。それから衛生部に於きましても技師が罷められて居ります。それから建築の方でも岩谷技師とそれから續いて伊藤技師が罷められて居りますが、斯う云ふ土木建築衛生の部類の中で三つの首魁者を出して居ります。或る程一萬五千圓御節約になつて居られませうが、衛生に對して殊に避病院の様な貴重なる身命をお預りになつて居る様な所に、來月来るか何時来るか分りませんが居られんと云ふ状況になつて居ります。建築に於きまして之は何う云ふ方がおやりになつて居るが私は詳しくは分りませんが、各々責任者を此の人ならばと思はれる適任者をお用ひにならず、土木には前川さんが居られる様であります。さう云ふ風で出来るのなら何れも今になつてやらないでもつと前に出来る譯であります。之は必要でないが置かれてあつて、そして不景氣になつて入らなくなつたと云ふのでない、さう云ふ風に私は思はれるのであります。貴方がたのお考は何う云ふお考か分りませんが、一つ之に對するハツキリ御意見を承りたいと思ひます。

○行政委員會長(上野 壽君)

お答へ致します。川端氏は自發的に辭表を出されたのであります。そこで民間と致しましては七年度には土木と云ふものは僅かな仕事しかしないことになつて居り、之は經費の關係上出来ないのであります。幸ひ代りもあり川端氏は自分は少し考へがあるし、又來年度の事業は大變縮小される様に聞いて居るから罷めたい、何うか暇を買ひたいと云ふことで全く自分の方から申出られ

(22)

(21)

たのであります。後は何うかと云ふことになりまして、土木の方では七年度にやりまして云ふのは建築は殆んどありません、今仕掛つて居るのが碼頭の方にあります。之が出来れば殆んどありません。若し小さい建築ならば今の財團の大野技師を囑託に頼んでありますから、大野囑託の手で充分に出来ると思ひます。そこで後任のもののは今の所補充する考へは有つて居りません。衛生部の近藤技師は之は前から囑託したいと言つて居られましたが、民間も困りますので色々考へて勤めて貰つて居りましたけれど、今年の語でしたか是非自分は郷里の方に歸らなくちやならんことになつて居るから罷めたいと云ふことであります。所がこちらにも早速に困るので相當の適任者が無いと困るからと云ふと、それは私としても困る、自分はそれはよく承知して居る、それで後任者のことに就ても考へがあるから何うか此の人を採用して貰ひたい、もたら自分は此の人なら充分信用して居ると云ふことであります。坂本と云ふ人が一々今京都に居りますが、履歴書を見ると云ふと此の公衆衛生に就ては充分に経験を有つて居られ、年配も近藤氏と餘り變りなくそれから同僚であると思ひます。が當民間に來ることになつて居ります。實は近藤氏は其の人が來た上で歸ることになつて居たのであります。生憎坂本氏の事情が少し遅れる、多分今月中には此方に來ることになつて居りますが、近藤氏も非常に困つて何うもそれ迄は自分の事情が持てん事情であるから、甚だ濟まんが何うか後任も未着であります。が何うか歸へして貰ひたいと云ふことで已むを得ず罷めて歸へられたと云ふ様な次第であります。それで衛生に就ては一日も忽せにすることは出来ないのであります。後任がおりますし、土木建築の方は只今申上げた様で差支へないつもりであります。左様御承知願ひたいのであります。近藤氏のことは之は前からの話であります。こちらから強要したことは毛頭ありません。

○石川 通君 序に重ねてお尋ね致しますが、衛生の方の技師の方は之は誰か外の方に御囑託になつて居りますか、此の點は何うかお伺ひ致します。

○行政委員會長(上野 壽君)

囑託は當地の、民會議員で居られる高瀬氏を囑託しました。之は近藤氏が前に當地に居られる際直接高瀬氏の方に行つて診察をやつて居りました。同氏が歸られると困るのでそれで代りがなくてはならないと云ふことで高瀬氏をお願いして、そして民間の囑託としてあちらに毎日行つて頂くことになつたのであります。

○石川 通君 一寸お尋ね致しますがそれは避病院の方に御囑託になつて居るので。

○理事(中島徳次郎君)

只今共立病院の院長に御依頼して居ります。後任が來ます迄は。

○石川 通君 御依頼なんですか囑託なんですか。

○理事(中島徳次郎君)

囑託辭令を出す程でありませんので、從來の慣例に依り公文書を出してお願ひしてあります。病人が來れば来て見て頂くことになつて居ります。

○石川 通君 さう云ふ場合には公文書なんかで囑託する方が宜かないかと思ひますが、近藤氏の代りが來月お出でになるか今月中にお見えになるか私は知りませんけれども、矢張り公文書なんかで、同じことなんです。が其の方が宜かないかと思ひますが、之に就てお尋ねして置きます。

○理事(中島徳次郎君)

囑託として無報酬では、今では別に報酬を出して居りません。行政委員會で斯う云ふ工合だから

共立病院の院長にお願ひしやう、と云ふことで事實囑託と同様であります。がもう直に近話です。からやつて居りません、囑託と云ふ辭令を與へても差支へありません、只今の現状は囑託と云ふ名儀ではありません、公文でお願ひしてあるのであります。

○理事(中島徳次君)

宮武議員にお答へ致します、先週御質問の退職致しました人の手當ですが、今總計を出しました。が本年度の豫算で昨年度から見まして人件費が減りましたのは、二萬九千餘人件費が減じて居ります。但し其中で昨年御決定願ひました爲替の暴落に依りまして臨時手當と云ふものを預いて居ります。斯様に銀が騰貴して居りましたので七年度は減らすことになつて居ります。其の減らした額が大抵六千圓程になつて居ります。二萬九千から六千引くと二萬三千程が人件費の今年度の減額であります。それで之は昨年臨時民會の折に、人事の淘汰を致しまして其の折に御報告致したいと云ふ私の方では希望でありました。斯様に事變に因り居留民が非常な損害を受けて、之より大いに復興しやうと云ふ際に民團自身、自らが節約せしめて、さうして復興と云ふことは言ふことさへも甚だ無意義の様に考へます。又一方に多額の負債あり、團債の償還も延期を政府に御依頼して居り、續いて低資の借入請願もしなければならぬ、斯う云ふ場合には民團の新事業は未だの話し、經常費の節約等は出来ただけ節約をして先づ身を以つて節し、然る後お願ひすることはお預めすると云ふことが民團として當然採るべき順序だらうと思ひます、それが當然の義理と考へます、人を使つて居りますと、一つ飯の飯を食つて居る人と離れる、餓ると云ふことは理事者として非常な困難な問題であります、然し此の場合に断行するそれ位の勇氣を出さなければ決して事を成して行くことは出来ません、大抵に於て之は昨年末に行政委員の更ります

(23)

(24)

前に成案を得て居つたのであります。が、將に去らんとする行政委員が後に来る行政委員に對して面白くない、寧ろ新行政委員の手に出つて斯う云ふことはやつたら宜からうと云ふので延びになりまして、そして漸く本年に入つて決行した様な次第であります、で私共の考では六年度の豫算としては金は多少要る、五人なり十人なりの方が暇をとれば退職金なり功勞金なりに多額の金が必要、折内節約をしても一時に出るものが多い爲めに何等其所に見るべきものがない、之は本年度に於ては眞に忍ぶべからざるものであります。が、七年度に於きましては豫算にはつきりと之が節約を見る方が非常に宜いだらうと斯う考へましてあの淘汰を決行致したのでございませう、尙又辭職を強要したと云ふ御意見がありました。が、用端君の如きは進んで自分から御辭表を出しになりました。又近藤君は只今會長が申上げました如く御自身一身上の事情で既に再三、辭表は昨年の春に出して居られましたがお止めして引續いてやつて居られました。が、事變が起りまして自分も此の土地が嫌やになられたので、又郷里の方の御都合もありましたので、引止めましたが誠に此際暇を頂くことは氣の毒であるけれども是非お願ひしたいと云ふので已むを得ず近藤君とお分れすることになりました。さう云ふ譯で他の方々等には事情を以て之は其の通りに申上げますが、今次の大切な際非常に民團も打撃を受けたので是非経費を節する必要上多少減らなければならぬ場合になつて来た、君は水らくお骨折リ願つたが誠に此際御引退をして貰へまいかと斯う申しました所が誰一人、内心は御不満であつたでせうが、いや大抵私の順番に回つて来るだらうと思つて居りました、と云ふ様な譯で大抵氣持よく辭表を預いて居ります。私が此の淘汰する前、私の就任後に九名の方が或は死なれたり或は罷めて預いて九名の人が減つて居るのであります、今度又八名、先達の淘汰には八名の人がお預めになつて居るのであります、今共

(24)

の八名で、其の總額が一萬九千四百七十五圓、之が丁度六年度の人件費の中からの之が出ました。幾許一萬五千、二萬と節約しても一時に人を減れば相當の金が出ますから、一寸見た所がソコ／＼になる其處へまた人を入れなければならぬと云ふ様なことが政府が直々やります人件淘汰等にもよく私共存じて居ります。それで今回斯う云ふことをやります上にも成るべく人を殖やさない様に、そして残つた人にはよく働けるだけの充分の報酬を出してウソと働いて預くと云ふ事情の下に、之は監督官とも御相談致しまして節約した半分位は後の人に廻してやる、さうしてさう役人根性を生かすに時間が増えても働くと云ふ工合にウソと職務的の氣持でやらなければいけない、さうしなければ出来ぬものでないかと云ふ御意見で、出来るだけ斯う云ふ様に御意見にも添ふ様に只今努めてやつて居ります。

○宮武徳次郎君

今の御説明を承はつて大分分りました。が、後に残つた人に對して何の位の増額がありましたか、概算で……

○理事(中島徳次君)

二千五百圓近いと思ひます、何故さう云ふことと云ふと、之は本俸を減しました細の、只今お話の分の五分の一を増額しました。が、之は從來吏員の手當で用て居りました。例へば土木は技師長はとりませんが其の他の技師は二十五圓、月額手當二十五圓、或は行政委員等に始まる人には十圓と云ふ手當が總額二千四百圓と云ふ手當が出て居ります。之は土木の現状を見まして、概算の時分……

○宮武徳次郎君

詳しい説明は私も民團に居りましてよく存じて居ります。

○理事(中島徳次君)

(25)

それを止めて、土木の現業と保淨課の現業、本當の現業になる人だけ手當を出す、土木の方は十二、一、二の三ヶ月は除外外へ出ないので三ヶ月間は手當をやらぬ、之等の二千四百圓手當で用て居た分を増給の方に廻しました。

○宮武徳次郎君

此の餉育をした時に、老練淘汰乃至は無能、と云ふと辭解がありますが、さう云ふ意味に於てしたのであつて、後に残るものは全部有能のものであると云ふ様な意見を吐かれたと云ふことを聞いたこともありませう、さう云ふ様なことも御考慮に置いてなされたことがあります。

○理事(中島徳次君)

人事の能不能のことは申上げ兼ねますが、只私共見る所では罷めさせたからと云つて必しも無能でもなんでもない、無論立派にやつて預いた人もあります、然しそれを見計つて何う斯うと云ふ巨細の事情を公開の席上で語るには行きません。

○宮武徳次郎君

其のお答では不満足であります。が、出来ると云ふならば強てお尋ねしません、其の次に移りますが、後に残つた人に對しても公平に其の減額された給費が振當てられて居るや否やと云ふことは少しく私は疑問に思ふのであります。或人は特に上り或人は普通に通る、又中には全然其の恩典に與つて居ない人もありはしないかと思ふのであります。元來私も元は應酬をやつたものであります。が、之は出来るならば、財政が許すならば少しでも多く給與されること願ひたいと思ふのであります。其の遺り方が何うも不公平であると云ふことは甚だ面白くないと思ふのであります、一例を上げて申しますと云ふと、現行吏員規程の第十條に、吏員ニハ宿舍ヲ給與ス宿舍ヲ給與セサルトキハ左ノ宿舍料ヲ支給ス

(26)

技師 月額 七十弗以下
書記、技手 月額 五十弗以下
と云ふ規程があります、尙又十一條に吏員の必要の應じて物品を給與することを規定されて居ります、然るに同じ吏員でも雇員の様なものには其の規程がない爲めに前に述べた様な恩典がありません、然らば全然ないかと云ふと決してさうじゃない、雇員の中にも宿舎に入つて居る人もあります、又水道とか電燈料の様なものも公給給與して居る譯ではなけれ共、自然に其の恩典に與つて居るものもあるやに私は聞及んで居りますが、さう云ふ様な事實はない筈であると私は思ひますが如何でございませうか。

○理事(中島徳次君)
雇員と書記との身分上の、資格の違ひは無論御承知の通りの次第であります、それが爲めに無論待遇も違ひます、雇員に宿舎を給與して居る、只今して居る人があるのではないかと云ふことあります、之は或は保淨課のあの二階に住まはして居る人のことを御質疑になつたのではないかと云ふのでありますが、之は宿舎を給與すると云へば無論宿舎を給與したと云ふことになりませんが、あそこは御承知の通り朝は五時、然るもの臭い中で多数、何百人の苦力を使ふのに何うも別の所に居たのでは不便である、出来たらあの二階の空いて居るのであそこを現業員を入れてやると思ふことを願つて、今あゝ云ふ工合になつて居ります、もう一つは民團の専務宿直と云ふものを置きました、之も今、御承知の通りの便所の横に今迄の宿直部屋に、あの部屋に寝さすことにして居ります、之は或は宿舎を給與すると云へば事實に於て給して居るのであります、仕事の上から言へば宿直専門であつて、尙其の外に幾分繁雑な仕事もして居るのであります、然るも一ヶ月

一週半日しか休めないといふことで頼んで居る人なのであります、其の他の同じ普通事務を執る雇員に、一方に宿舎を與へ一方に宿舎を與へないといふ偏頗は無論してないと思ひます、それだけでしたか御質問は……。

○宮武徳次郎君 無論私のお尋ねしたのは保淨課のことです、保淨課の勤務をやつて居るものにも全部に涉つてさう云ふ様にはなつて居ないので、従事して居るものがさう云ふもので、一部のものにはさう云ふことになつて居ないものがあると思つて居りますが、さう云ふことは或るべく公平に、若し宿舎の出ないものには例へば五弗でも十弗でも特別手当を出すと思ふ様に、従来は濟んだことでしやうありませんが、或るべくさう云ふ様に御考慮願つて置きたいと思ひます。

○理事(中島徳次君)
確かに承知致しました、只お入らないといつても入られない方、入れない御事情のあると言ふことは御承知置き願ひます。

○議長(牧 尙一君)
十五分休憩に致します。

午後十時再開

○議長(牧 尙一君)
それでは引續き事務報告の質問を願ひます。

○古田治四郎君 行政委員長にお伺ひ致しますが、先程石川氏がお尋ねになりました療病院の廻

託に就てであります、公文書だけで辭令はないと云ふ話でありましたが、之は如何なる方法に依りまして囑託をされましたか其の手續方法をお伺ひしたいのであります。

○行政委員長(上野 壽君)
それは最前理事から申上げました通り、行政委員会が決議して公文を以て一時主任技師の不在の期間の方に患者があつたら見て貰ふと云ふことをお頼みしたので、そして其の承諾を得て居るのであります、勿論時期が長く延びる様になりますれば正式に囑託にする筈でありましたが、最前も申しました通り大抵今月末にこつちに着くことになつて居ります、初めの内は近藤氏の居る内に代りの人が来て近藤氏も立つ筈でありましたが、それが一時四れて来ると云ふので正式に囑託辭令を出して居りませんが公文を以て御依頼をしてある、さう云ふ手續になつて居ります。

○古田治四郎君 引續きお伺ひ致します、只今行政委員長のお答に依りますれば囑託は行政委員会の決議に依つて公文書を發せられたのであります。

○行政委員長(上野 壽君)
其の通りであります。

○古田治四郎君 私の聞いて居りますのは懸つて居ない様に聞いて居りますが、行政委員会に懸りましたか。

○行政委員長(上野 壽君)
懸つて居ります。

○古田治四郎君 行政委員会に懸つて居るのでした、私の聞いたのは間違ひでありますか。

○行政委員長(上野 壽君)
確かに懸つて居ります。

○古田治四郎君 確かに懸つて居るなら私は敢て質問はありませんが。

○行政委員長(上野 壽君)
理事から相談がありまして、それで良いだらうと云ふことで行委員会承認して公文が出て居ります。

○古田治四郎君 行政委員会の決議は無論あるでせうが、何時それを御決定になりましたか。

○行政委員長(上野 壽君)
行政委員会が決議したのは何時か今記憶しませんが、行政委員会には確かに相談致しました。

○古田治四郎君 甚だ之は失禮な申分かも知りませんが、其の決議録を一つ讀んで聞かして頂きたいと思ひます。

○理事(中島徳次君)
私から共立病院へ出しましたので、之は病院へ出したので平松氏へと云ふではない、共立病院は御承知の通り一つの社団法人になつて居りますから、民間から共立病院長の平松氏へお伺ひすると云ふ行政委員会のお話でありまして、兎に角御相談し御承認を得て居ります、必しも囑託と云ふ程でもないで決議にはなつて居ないと思ひますが、前に近藤君が日本にお歸りになつた當時田村さんがあそこに行つて御診察になつて居りましたが、行政委員会が決議をしてあそこにお出でになつたとは思ひません、今度も極短時日の間共立病院の間共立病院にお願ひすると云ふことは、

實例もありますし或は決議にはなつて居ないかも知れませんが、行政委員会のお耳に入れて居るには間違ひありません。

○古田治四郎君 今お尋ね致しますと甚だ中島理事のお答は我々疑はしく思ひますが、それで之は囑託員内規の第二條に立派に書いてあります「囑託員ハ臨時必要ノ場合ニ於テ行政委員会之ヲ任用ス」無論此の規程を準用されたものと思ひますが、行政委員長は行政委員会に懸けた、理事は何うだつたか分らんが懸つて居ないかも知れない前例もあるからと云ふ、斯うなると何所に信用を置いていゝものか分らない、懸つて居れば決議が無論ある筈でありますからつきり回答して頂きたいと思ひます。

○理事(中島徳次君)

只今お話のは御依頼と云ふことで、囑託と云ふことは殊更に書いたこともありませんが、囑託と云ふことを民團が極めて囑託すると云ふのなれば無論此の規程に據らなければなりません、只一時職員の間を御依頼すると云ふ形式になつて居るのであります、囑託と云ふことは誰からお聞きか知れませんが、私の方では囑託にしたのではなく一時御依頼をしたのであります、それは丁度田村會長が御依頼して一時お出で下さつたと云ふ程度と變りないので、囑託規程には當らんであります、行政委員会に議事に懸けて居ないかと云ふ問題であります、近藤醫師が急に歸國するに就て、後任者の来る迄當分の間御依頼したいと云ふ斯う云ふことを行政委員会に出すには出しました、囑託としての決議をするとか何とか云ふことはありません。

○石川 通君 一寸お尋ね致しますが、御依頼と云ふことになりまして平松さんが依頼を受けたことになりませんが、非常に無責任になるかも知れませんが、囑託なれば責任を以て之は充分に任務を盡さなければならぬと思ふのであります、其點をお伺ひしたいと思ひます。

○理事(中島徳次君)

從來我々が尊敬して居ります共立病院の、あのあそこの院長の平松さんと云ふ様な方が、今日迄民團とは非常に密接な關係を有つて居り、警察關係でも總て一寸醫者の居ない時分には皆共立病院でやつて居つて、それ程深い關係の共立病院に御依頼し責任が何うかと云ふ様な御心配はなさることはなからうと思ひます。(拍手)

○田村俊次君 私の例を引かれたのでありますから、之は質問ではありませんが希望も入つて居るのであります、民團の衛生技師は病人が出来た時に患者を治療するばかりでなく、防疫と云ふことが重大な責任であり、全然それは何時發生するか、何う云ふ點から傳播して来るか分らないので終始防疫と云ふことに就ては責任を有たなければならぬものがないけい、それで民團には專屬の衛生技師が置いてあるので、私の代行した時は衛生技師は居るので、衛生技師はチヤンとあつたから、只休暇をとつて不在であるそこで私は衛生のことを分擔をして居たものでありますから、行政委員会に請つてそして技師の不在中其の職務に服し、同時に責任は有つと云ふことで私は代行したことはあつたが、今回は衛生技師が居ない、衛生技師が居ないと云ふ場合只病人が出来たからお頼ひしますじや衛生に對する行政委員会の手落ちじやないか、私の例と今回の例は違ふので、そこで本来ならば例へば平松さんでも誰でも構ひませんが、一日でも二日でも囑託にして責任を有つて貰ひ、そして其の手續きを踏む方が至當であるので、病人が出来たらお頼ひしますと云ふ依頼は、甚だ私は衛生に關する施設に對し手落ちではないかと思ふので、將來とも此の點は御注意願ひます、之は私の代行した場合は衛生技師は居り今度のは衛生技師は居な

い、此の點が大變違ふので理事や會長にも御注意願ひます。

○理事(中島徳次君)

田村さんが御代行なさつた時分は近藤君が歸つて居た時分だと思ひます、一ヶ月だか二ヶ月だか知りませんが其の邊の日取だつたと考へて居りますが、今回は實は斯う云ふ懸念にならうとは我々想像しなかつたので、僅か食ひ違つても二週間と云ふ考でありましたが、少しは延びる様にたりまして此の月末、三十日頃には来る筈であります、成る程お話の通り衛生全般に涉ることでありまして之から注意致します。

○田村俊次君 それは一日も十四日も同じこと、變りない。

○宮武徳次郎君 先刻の人事行政に就て引續いて質問致します、之は職員ですから理事にお尋ね致します、中村長十郎氏は九月二十五日に臨時職員を任命した當時の手當は幾許であつたでせうか

○理事(中島徳次君)

百弗です。

○宮武徳次郎君 尙引續きお尋ね致しますが、越えて十二月一日に本職員になつた時の手當は幾許ですか。

○理事(中島徳次君)

同じであります。

○宮武徳次郎君 私の聞及ぶ所では最初の時は百弗であつたが、十二月一日に百三十弗に上つたと云ふことです。

○理事(中島徳次君)

實は先生は前に書記として百弗貰つて居た人でありまして、それで御承知でせうが先生の退職の場合には阪急の功勞金迄出す程先生の人格を認めになつて居たことであります、それで丁度騒亂の際に、あの避難場所を作るとか色々事が起り、充分民團の事情なり土地の事情なりよく知つて居る人でなければならぬ、と云ふことで先生を臨時に雇入れました、若し許されるならば前の書記にして、同一の報酬を與へたいと考へたのですが、一旦出られた人でそれが再び採用すると云ふのに、直ちに前官と同様にすると云ふことは如何と思ひまして、今回の昇給にも先生は除外致して居ります。

○宮武徳次郎君 矢張り百弗ですね、じや私の聞いて居る百三十弗と云ふのは間違ひですか。

○理事(中島徳次君)

さうです。

○宮武徳次郎君 間違ひとあらば敢てお尋ねしますが(笑聲)淘汰をします場合に、私は此の臨時職員で――取消し、職員になつて居つても、此のお方は今中島理事の説明に依ると、相當在職中には功績のあつた人の様にお話に承つて居りますが、又一方には多少の非難もあつたものゝ様に私は思ふのであります(人間だ)と呼ぶものあり)

無論人間です、人間以外のものでもありません、若し發言なされるなら議長に向つて發言を求めになつてから仰有つたら宜いでせう(簡單々々)と呼ぶものあり)

私に之だけのことを喋らせるから時間が長くなるのです、お慎みなさい。

其の嘗て缺點のあつた人を更に臨時職員から職員に任命して迄便はなければならぬ理由があり、現に從來何等の過失なくして務めて居つて、民團の都合で、収入減であるからお氣遣で

○植前 香君 職制に就てお尋ね致します。衛生部と云ふものの中に保潔係と云ふものがあります。

道路掃除ニ關スル事項

下水道掃除ニ關スル事項

撤水ニ關スル事項

汚物除去ニ關スル事項

除雪ニ關スル事項

其他保潔ニ關スル事項

之は従来土木課に屬して居たものであります。然るに前の行政委員の時でありましたか、突如として衛生部の方へ移されたのであります。之は昨年の民會でも申したのであります。斯の如きは全然都市經營を知らない人の送り方であり、成る程之等衛生に關する事項には醫者をアツプライする、使用するが之は土木の技術に關する事柄であります。何所の土地に於きましても之はパブリック、ワークス、デパートメントに屬するものじやないかと思ふのであります。此の天津は如何なる理由か依然として此儘になつて居ります。そこに何か理由があるのではないかと思ふのであります。

○理事(中島徳次君)

お答へ致します。昨年の民會で、速記録を調べますと同様の御質問をなさつて居ります。無論従来は土木に於て、道路掃除、撤水又は下水掃除の如きは土木に屬して居りました。所で昭和四年で三か三年で土保課を新設致しまして養馬の取扱ひをやりました。之は従来にはない仕事で

あるけれ共此の場合罷めて貰ひたいと云ふ因果を含めて、退職して貰はなければならぬ様な、さう云ふ様な缺點のない人を置いておいて、さうして中島さんは非常に偉い様に仰有りますが、其の人を留めて置かんならんと云ふ様なことは、聊か人事行政の上に面白からん事例を後に遺すものと私は思ひます。見解の相違ですから外の人には知りませんが、私に與つてさう思ひます。將來さう云ふことは尙くも理事として多數の人の上に立つてやつて行かれる人は、並に之を監督される行政委員各位は相當の御考慮を拂つて頂きたいことを私は希望して置きます。尙附加へて申します。此の臨時手當は最初昭和五年の八月に銀が暴落致しました時に、確か一弗三、四十仙の時で、百弗以上のものに五分、以下のものに一刻と云ふ臨時手當を與へて居ります。其後昨年の二月銀が更に暴落致しまして二弗四、五十仙になつたのであります。其時に同年の四月から百弗以下は三刻、百弗以上二百弗迄のものに一刻、二百弗以上は五分と云ふことに變りました。それで現在も同様なんでありまして、然るに今日は御承知の通り一昨年の八月、初めて臨時手當を支給した時分と同様に銀貨は多少は上つて來て居るのであります。で色々時局の關係上財源が減少して居る爲めに、正金銀行の債務なんかは拂ふべきものを減額して迄拂はないで居る様な場合でありますから、此の臨時手當は、吏員の人は甚だお氣遣ひであります。が、民間が立ち行かない今日でありますからあれは止めなければならぬと私は思ひます。其の理由の下に之は須らく此の際一昨年八月の當時の状態に引下げるべきと私は思ひます。さう云ふお考は當局者でありますかありませんか、一寸お伺ひ致します。

○行政委員長(上野 壽君)

同様の考を有つて居りました。豫算にとつてありますから、豫算の時に詳しく申上げます。

あります。養馬の取扱ひは何ちらの仕事かと云ふと土木の方に於ては適當でない、又私の前に居りました時分は保潔課と云ふ課を設けて居りましたが其後衛生課の方になつて居ります。衛生課になつて衛生課の課長、乃ち病院の院長が苦力の三百人四百人を使つてやる仕事の成長である。と云ふことは、如何にも仕事の敏速を缺くと云ふので、之は私が就任致しました以後保潔に關する仕事は、春秋二季の清潔掃除以外に衛生課長の手を廻る必要がない、斯う云ふことにして居ります。豫算の上に詳しく説明致しますが、保潔課の今日のやり方を大分改定致しましたに就きましては、實は先で之を再び獨立のものにする考へで居りますが、民間の如き範圍の小さい事務に於て餘り分課を作ることとは面白くない。それで衛生課長が、衛生技師が來まして、矢張り従来通り春秋二季の清潔法以外の保潔作業に就きましては衛生課長は職を代入しないと云ふことで衛生課に屬せしめて居るのであります。内容がさう云ふ點で、衛生課の部長が事實苦力のこと迄、或は第一本購ふとか極細な日々繁雜に繰返へされる保潔課の仕事をお替りさんが監督すると云ふことは甚だ面白くないので、事實上於ては單獨な扱ひになつて居ります。

○植前 香君

よく分りました。此の下水の維持だとか道路の維持だとか云ふものは、當然土木に依つてなされるもので非常に深い關係のあるものでありますから、獨立させて置かずに土木課の管轄にするものではないかと思ひます。

○理事(中島徳次君)

よく考へて置きます。

○山田榮治君 先程から宮武議員と會長、理事との質問應答に及びまして、大休の人事の件に就ての御意同はよく分りましたが、此度の歳首は凡て經費節約と云ふことを目的として居られる様であります。前般あの多數歳首された時の總ての費用を伺ひますれば、約二萬三千弗餘が一時に支拂せられて居る。そして之迄整理された額が年額一萬五千弗程整理されて居るのであります。斯うしますと、約二ヶ年間の人件費を一時に支拂つてしまつた課で整理になつて居ないと思ひます。此の財政逼迫の折にそんな整理の仕方をして、先に宮武議員の言はれた三割上げた手當を、現在の金銀の關係から見ても前の狀態に引下げれば相當の經費節約が出来る。こんな不景氣の折に然も特に事變の後で一般的に生活の不便を感じて居る時に、斯る處置に出られなくても民間當局としては外に經費節約をする方法があつたらうと思ひます。既に出来たことは今更仕方ありませんが、一方に歳首して置いて一方に非常な昇給をさせられる。其の昇給も之迄如何なる所を根據として昇給させて居るか知りませんが、之は私の解か知りませんが何うも此の土地の嫌な空氣の黨派的の觀念から之を昇給し或は歳首された様に見られるのであります。一例を擧げて見ますと、或書記の如きは昨年十一月末頃に何等の豫告もなく、辭表を呈して行政委員會の決議でからと云ふので即時辭表を出すと同時に解職された人もあるさうです。中島理事も曾ては歳首の悲劇をしみく味はれた方であり、其の方が斯う云ふことをなさると云ふことは、如何にも中島氏のされる處置としては如何にでもないかと思ひます。何うしても罷めさせなければならぬ人であるのなら、外の官廳でも役所でもは任所進級とか色々な方法に依つて進めてやるに拘らず、こんな黨派的の見地から歳首されたとか解職される理由は、何れ其の恩典も與へず其の俸給職させられた、何等の豫告もせずして辭表を呈して即日解職される、誠に斯う云ふ處置は無情のなされ方と考へられます。何うも誠に申しました様に私の解か知りないのであります。臨時雇員を採用されそれを雇員にされる。斯う云ふ人を整理されないでその人の如き、現行政委

員の遠山氏の理事時代に書記にしたと云ふ立派なものと承認を與へて居られる人を議員されると云ふ様な所は、何所迄も黨派的見地に於て整理されたと解釋せざるを得ないのであります(拍手)殊に本年は民會議員の總選舉を控へまして、與黨でありますから吏員の整理等も其の選舉準備にされたのではないと思ひます、(辭談)と呼ぶものあり)中島理事の所見を伺ひたいと思ひます。

○理事(中島徳次君)

私は所謂「涙ヲ擲ツテ馬殺ヲ斬ル」と云ふ氣持ちで、大英斷を以て今回の淘汰を致しましたので恐らく民會議員諸君も喜んで頂けると思つてやつたことで(ヒヤ／＼)然も黨派的見地から淘汰したと云ふ様な言葉を山田議員から伺ふことは甚だ心外に存じます、淘汰致しました人には私の前に居りました時分採用した人が多いのであります、若し黨派と云ふ様な氣持があつたならば寧ろ他に議員する人が定めて多かつたらうと思ひます、それで現在の民團吏員の頭数は何ちらかと云ふと多いのであります、此の中には私と致しましては随分密接な關係を有つて居り、實にお氣遣な點もあります、然し斯う云ふ場合には多少の英斷がなくてはやれません、何れは出た人には多少の不平あるには違ひありません、色々なことも話に上るでせうけれども私としては出来ただけのことを致しました、尙官廳では殺を進めると云ふ様な方法があります、それで私も考へました、最初私が考へました時は十二月に決行する、そして一、二、三月の三ヶ月の俸給はやる――俸給をやると云ふことは諸弊がありますが――さうすると三月分の俸給があれば充分日本にも行けるだらう、餘裕が出来、普通計算すると勤続功勞金、之は民團の法規の上から變更出来ませんが、然し功勞金は行政委員會がお認め下されば何うにかなる、普通例へば千五百圓勤続功勞金の人ならば千五百圓の功勞金を上げて、其の外に三ヶ月分の俸給、三百圓の人ならば百圓、二百圓の人ならば百圓の金を何うか功勞金として出して頂きたい、斯う云ふことを行政委員會にお諮りして、相當御異論もありましたが、實は無理にお願ひして丁度あれを一月に決行致しました。で二ヶ月分の俸給を加へた功勞金と、一級上げてやる計算を致しましたが、寧ろ俸給を二ヶ月分差上げる方が御利益と思ひましてさう致しました、私も相當熱のある人間で皆さんにお分れる折には甚だ氣持が良くない、出来るだけのことはして上げやうと云ふだけの涙は有つて居ります、決して黨派的とか何とか言ふ様なことは山田さんのお考へ違ひだと思ひます。

○山田榮治君 それでは此の整理をされました根本方針は、何う云ふ方針に依つて整理人員を選られたか、官公署等に依りますと部課の混合と云ふことは行政整理の根本方針とされますが、其の邊の邊されたものは犠牲にするとか、又は部課を併合致しまして其の一方の方から一人を犠牲にするとか、斯う云ふことは一理の上から已むを得ないのであるが、今度の如きは何れさう云ふ整理でない、貴方が其の整理の人員を選らばれたのでせうが、其の人員は無能者であるとか、非常に怠慢者であるとか如何なる人を選らんだのでありますか。

○理事(中島徳次君) 甚だ御議論が深刻で、斯うなつて來ると人事行政を行政委員會にお任せになつた點を穿鑿り出すと云ふことになつて、行政委員も甚だ遺憾い話で、人選が無能であつたかなかつたか、何うだつたかと云ふことは、之は何うも私は今更中上げられませんが、民團の爲めに、民團の財政の爲めに要するに民團本位としてやりました以外、何等外にありません、従つて無能とか何とか言ふことは、私は山田さんに御遠慮願つて此の邊迄申上げることには、頂きたいと思ひます。

○山田榮治君 それではさう云ふ人の人格に關することであるなら強ひて伺ひません、それから整理をした後は何うなつて居りますか。

○理事(中島徳次君)

非常に結構であります。

○山田榮治君 私は結構だと云ふことを伺ふのはありません、私は財政的のことを伺ふのであります、詳しく云ふと何れだけ利益になつたと云ふ……。

○理事(中島徳次君)

財政的にですか、それは先程も申上げましたが、一萬九千弗の退職平當と功勞金を出して居ります、さうして罷めしましたに就て民團の利益する金額は二萬三千弗ですから之で丁度五千弗程の、約五千弗に近いものを現實に俸給の上に利益を――六年度には形式としては殖えて居りますが――六年度に出してしまふすれば六年度からは、只今申上げた様に、六年度の人員費と七年度の人員費の豫算を御覽になつても分りますが、其の差額は二萬九千圓程の利益を得て居ります、節減をして居ります、此の極小さい所帯で二萬九千圓の人員費の節約は相當エライのであります。

○山田榮治君

それは節約の方だけで出た方をお考へになつて居りません、出た方が此の民團の財政から一時に二萬何千圓出て居ります。

○理事(中島徳次君)

一萬九千弗です。

○山田榮治君

そして一萬三千なんぼでせう、本年度の節約された金は……私のお伺ひするのは此の一時に節約出来た金です。

(42)

○理事(中島徳次君)

節約しましたのは二萬三千圓。

○山田榮治君

違ひます。

○理事(中島徳次君)

二萬九千圓節約した内で、平當を今年は減らして居りますから二萬三千圓。

○山田榮治君

私の伺ひますのは、整理した人の給料其他一切の費用、それが幾許整理になりましたか、それから整理した人に給與したのは幾許になりますか。

○理事(中島徳次君)

それは後程詳しく申上げます、只斯う云ふ場合には一時に多額の金が出ます、然し一時の苦痛を忍んで後の利益を得ると云ふこともあります、例へば一萬圓の俸給を出して居る人を、一萬五千圓の金をやつて罷めさせると云ふことは、利益はソコ／＼になる様であります、假りにさう致しますと、來年度からはすつと此の規模を續續して大變利益になるのであります。

○山田榮治君

それは私も心得て居ります、假りに一年間分を整理が出来たとしても、其の一年間分を使つてしまつたとすれば、二年後に於て矢張り今日の狀態を貴方は續けて行きますか。

○理事(中島徳次君)

行政委員會にお諮り致しまして、先づ六十五圓程度の人を二人位は入れやうと思ひます。

○山田榮治君

何うも此の前の整理々と仰つた所、其後ボツ／＼吏員を採用されて居ります、御説は頗る御立派な理由であります、結局さう云ふ人を整理しておかれながら又ボツ／＼入れられます、さうなることを議員諸君は決して喜ばれません。

(41)

(44)

(43)

○理事(中島徳次君)

先にも整理々々と言つてボツ／＼人を入れたと仰有いました、が先にもとは……。

○山田榮治君 岸本某と云ふ人が入つて居ります、其後中村長十郎君を入れて居ります。

○理事(中島徳次君)

之は九人程罷めて七人入つて居ります。

○山田榮治君 今後絶体一人もお入れになりませんか。

○理事(中島徳次君)

事務の都合で二人位六十五圓程度の人を入れ様と思ひます。

○山田榮治君 矢張り徴収せう。

○理事(中島徳次君)

徴収の方に成るべく餘計に入れなければなりません。

○山田榮治君 さう云ふ人は差當り採用しなければならぬ見込なんです、さう云ふ人を今整理された人から廻すことは出来ませんか。

○理事(中島徳次君)

出来ません。

○小宮山 繁君 私一寸お伺ひ致します、之は中島君にお尋ね致します、先程から皆さんの仰有られる通り、民團の財政が餘程困難で何とかしなければならぬと云ふことは分り切つた話であります、去年中島さんは軍の方に何か課金をすると云ふ様なことで御熱心に飛び歩いて居りましたが何うでしたか。

○理事(中島徳次君)

もう少しハッキリ願ひます。

○小宮山 繁君 去年軍人の方に課金をさせると云ふことを、民團が課金を徴すると云ふことを中島さんがお骨折りました様であります、其の經過は大体何う云ふことになつたのでせうか、今年はその放つたらかしておく積りなのか、御方針が附いたものでせうか。

○理事(中島徳次君)

之は前に私が三年居りました間、各年の課金調査委員会、又今回就任しました以後の課金調査委員も、年々軍の――派遣隊は別であります――駐屯軍の司令部の軍属に對して、矢張り當地の營造物を便つて居られるのでありますから、市民同様の課金を拂つて貰はふじやないかと云ふ議論も始終ありました、昨年の課金調査委員会でも其の議論が出まして、前の田村會長時代にお願ひして田村氏から交渉して下さることになつて居たのであります、其後一向話がありませんが是非本年は一つ交渉して見よと云ふことであります、それで行政委員会にも相談致しましたが兎に角多年此の課税すると云ふことの通否は別と致しまして、從來租界開始以來駐屯軍に對しては全然課税して居ない、然るに突如として課税すると言へば甚だ不穩當である、然し一方領事館の方には矢張り課税をして居る、甚だそこに依怙最良がある様に見えるかと云ふことで、課金調査委員会でも議論がありましたし行政委員会の意向も聞きました所、之は一つ軍の御意向を伺つて然る上にし様じやないかと云ふことで軍に御意向を伺ひました、只今の參謀長のもう一つ前の參謀長でありましたが、至極結構な話で實は私共小供があり學校其他色々御厄介になつて居ることとで甚だ心苦い、結構な話である、然し茲に少し貴下方にも考へて頂きたいと云ふことは、此所の

(46)

(45)

駐屯軍は外の駐在武官とは少し違ふ、又滿洲邊りに派遣されて居る軍隊の性質とも少し違ふ、それで私の方でもよく考へますから貴方の方でもよく考へて、相談の上で適當に何とかしやうじやないかと云ふことで、何分宜敷くと云ふことで歸りました、其後局に主計正が見えまして、色々軍の方でも相談をして見たが、此所の軍は濟南とか或は滿洲或は北京の駐在武官とは性質を異にして、臨時部隊ではないけれども戰時部隊の様な關係を有つて居る、で妻子を連れて來ると云ふことは特別司令官の許しを得て連れて來るので、公式には連れて來られない課であることと云ふ様な事だのお話がありまして、さう云ふ意味なんだから公式に課金として徴収されることは甚だ困る、然し我々色々と民團なり公共團體にも御厄介になつて居ることは事實でありますから課金として出さないでも寄附として幾許か出したら何うかと云ふ斯う云ふお話であります、私の方では寄附でも課金でも民團の收入としてならば之は結構な話で、又特に課税すると云ふ様な應爪らしく言ふ問題でもありません、只私共参考として東京總りの法に關する學界に斯う云ふことを、課税する性質のものか否かと云ふことを紹介致しました所、當然課税すべきであると云ふことを學界の方では言つて居るが、之が學說上本當に課税すべきものか否や私には分りません、又課税するものとしても當地の環境が許しません、然るに軍の方で自ら、自動的に寄附してやうと仰有るならば喜んでお受けする、只寄附をして頂くと云ふことに就て色々話もありまして、寧ろ民團の收入とせずして財團法人の方の學校への寄附と云ふことにして頂けば非常に都合が宜いと云ふので、昨年度は一千兩共益會の方に寄附になりました、以上の顚末の通りであります。

○小宮山 繁君 只今の御説明で大體其の經過は分りました、それで其の際軍の方に御交渉なさる時に、餘り民團の方面から御交渉の形式と云ひますか、態度と云ひますか懸かつた爲めに非常に

軍の方でも、其の交渉に對して同意を交したと云ふ中島さんは仰有いましたが、さうでない様に思ひます。

○理事(中島徳次君)

一向私は存じません、さう云ふことは……。

○小宮山 繁君 貴方が御存じなければ私が申しますが、其の時に貴方の御性分と云ふのです、大變感情を害された爲めに折角の話が途中で打ち切りになつた様に私は聞いて居るのであります、それ等のことは將來も一つ御交渉を進める上にお考へを願ひたいと思ひます。

○議長(牧 尚一君)

只今總領事から御注意がございまして、此の問題は打ち切りを致します。

○小宮山 繁君 總領事の御注意がありましますならば想ひておきませう、が然し民團の財政に對して其の點に就てお考へがあるなら御交渉願ひたいと思ひます。

次に御質問申しますのは、先日も民團の事務報告を配布されましたが、其の後三日許り経つて又交換に來ましたが、あれは何う云ふ御都合で御交換になつたのでせうか、中島さんにお尋ね致します。

○理事(中島徳次君)

一部訂正する所がありましたので。

○小宮山 繁君 重ねてお伺ひ致します、何所を訂正されましたか。

(森川議員「そんなこと何うでも宜いじやないか」)

○理事(中島徳次君)

(47)

前回に出したのを訂正し交換願ったので、其の訂正されたのを事務報告として御覽願へれば宜いのです、前のは福かつたから引込めたので。

○小宮山 繁君 私の見居る所では前に書いてありましたが、あれを御訂正なさる爲めに、單に間違つて居たから訂正した様であります、外に何か工合が悪い爲めにと云ふので訂正した様に思ひますが、そんなことはありませんか。

〔簡單々々〕と呼ぶものあり

○森川照太郎 閉會にして頂きたい、もう十一時です。

○小宮山 繁君 其邊をもう一遍お聞きします。

○議長(牧 尙一君) 私から御注意申上げます、多分御存じの通りあの端の方の附箋になつて居たことだらうと思ひますが、それは軍の方に關係することでありまして、さう云ふ點々の御希望なら私も強いてお伺ひする譯ではありません。

○議長(牧 尙一君) 本日は之を以て散會致します。

明日は矢張り本日の通り午後七時半の開會であります、成るべく今日の通り多數御出席願ひたいと思ふ。(拍手)

午後十一時閉會

(48)

昭和七年度第二十五次居留民會通常會議事速記録

第二一日

昭和七年三月二十六日於公會堂

一、報告

一、昭和六年度居留民團事務報告(第一日續キ)

議事日程

- 第一、昭和五年度居留民團出入出決算承認ノ件
- 第二、昭和五年度特別會計電氣費出入出決算承認ノ件
- 第三、昭和五年度特別會計實業復興資金出入出決算承認ノ件
- 第四、軍病院土地建物移轉ニ際スル認可條件ニ由テ有スル權利義務ヲ財團法人天津共益會ニ移讓ノ件
- 第五、諸事鑑札料條例改正ノ件
- 第六、工巡費徵收條例中改正ノ件
- 第七、民團診療所藥價其他諸料金條例中改正ノ件
- 第八、埠頭規則中改正ノ件
- 第九、冠婚葬祭行列進出通過料條例ノ件

(49)

- 第十、減債基金特別會計條例ニ關スル件
- 第十一、第七團債償還ノタメ起債ノ件
- 第十二、昭和六年度居留民團出入出追加豫算案
- 第十三、昭和七年度居留民團出入出豫算案
- 第十四、昭和七年度特別會計天津公立學校増築費積立金歳入出豫算案
- 出席議員 三十九名
- 議長 牧 尙一
- | | | | |
|--------|-------|-------|-------|
| 小谷萬次郎 | 上野 壽 | 山田榮治 | 武田守信 |
| 官武徳次郎 | 森川照太郎 | 藤本幸平 | 松本京作 |
| 田村俊次 | 河合一雄 | 鎌治靜一郎 | 稲田龜治 |
| 岸田菊郎 | 植前 香 | 小宮山 繁 | 岡本久雄 |
| 清水一太郎 | 山内令三郎 | 平井久一 | 松尾豊實 |
| 郡 茂行 | 龜澤省朝 | 高 瀬 伸 | 森 郁太郎 |
| 古田治四郎 | 藤 正男 | 山越金太郎 | 山本永規 |
| 黒川重幸 | 副田重次郎 | 植松眞經 | 吉田房次郎 |
| 田 鍋 唯一 | 金山作次郎 | 勝田重直 | 石 川 通 |
| 大内 專 | | | |
- 出席行政委員 七名
- 會長 上野 壽

(50)

- 岸田菊郎 平井久一 鎌治靜一郎 岡本久雄
- 植松眞經 郡 茂行
- 午後八時開會

○議長(牧 尙一君) 着席

只今迄の出席議員數三十三名でございます、法定數に達して居りますから之から開會致します、昨夜の事務報告の質問を續行致します。

○河合一雄君 私は滞納金問題と云ふことに就て昭和六年二十四次の通常民會に於て一寸述べましたが、尙加へて此の今次の民會にも一寸述べて見たいと思ひます、夫で昨日上野會長からお話があつて一寸承りましたが、滞納問題に就きましては本年は事變前迄は稍良好にいつて居ると仰有いましたが、至極結構なことと思ひます、不幸にして此の天津事變と其他に於きまして結果が惡かつたと云ふことは、此の事務報告に於つても判る事でございしますが、然るに昨日會計検査委員のお方から上申書なるものを以て總領事當局へ、領事館當局へ上申書を提出されたと云ふことに就きまして、之に付て一言私が行政委員會長にお伺ひしたいと思つて居りますが此の事は一寸、其の前に昨年の通常民會の速記録を一寸讀み上げて御參考に申し上げます。一〇一頁の。

○行政委員會長(上野 壽君)

今のお話はさういふのがありましたならば成るべく私は國稅徵收法といふことでなく致し度いのですけれども、何うしても納めないならば行政委員會に諮つて最後の手續をやつても宜いと思ひます。

○山田榮治君 最後と仰有るのは。